

所得税、市・県民税の 申告はお早めに！



鈴鹿税務署からのお知らせ

【申告と納税の期限】

- 所得税、贈与税
3月16日(月)
- 消費税と地方消費税
3月31日(火)

※所得税、消費税と地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

確定申告会場

と き

2月17日(月)～3月16日(月)
午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日を除く
※受付は午後4時まで

ところ

イオンモール鈴鹿2階「イオンホール」
※午前9時～10時の確定申告会場入口は、専門店街南入口のみになります。
※事前の申し込みは不要ですが、会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

会場では、ご自身のスマートフォンや、備え付けのパソコンでの申告相談を中心に行います。

※上記の期間中は、鈴鹿税務署での申告書の作成指導は行いません。

問合せ先 鈴鹿税務署 (☎059-382-0351)

※自動音声で案内していますので、確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

自宅のパソコンやスマートフォンからe-Taxで申告ができます

確定申告会場へ行かなくても、自宅のパソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、申告書が簡単に作成できます。詳しくは、国税庁ホームページ ([URL http://www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) をご覧ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードまたはe-Tax用のID・パスワードを使用してe-Tax送信することができます。また、作成した申告書を印刷し、郵送などで税務署に提出することもできます。

※マイナンバーカードを使用してe-Tax送信する場合は、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です(ご利用の機種が対応しているかは国税庁ホームページでご確認ください)。

※e-Tax用のID・パスワードは、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に取得してください。

※申告書を郵送する場合は、申告書に本人確認書類の写しの添付が必要になります。



申告書等の送付について

前年に申告書等用紙が送付されている人のうち、平成30年分の「所得税および復興所得税」または「消費税および地方消費税」の確定申告書を次の会場で申告相談を行い提出した人は、令和元年分の確定申告から、申告書等用紙の代わりに「確定申告のお知らせ」が送付されます。

- 地方公共団体(市区町村窓口など)の相談会場
- 税理士会による無料相談会場
- 青色申告会による相談会場

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など、確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがきまたは通知書を言います。

※「確定申告のお知らせ」が送付される人には、申告書、青色申告決算書や収支内訳書などは送付されません。必要な場合は、国税庁ホームページから、様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。

1. 亀山市での申告相談受付のご案内

【市役所】

2月17日(月)～3月16日(月)

午前8時30分～午後4時

※午前8時から番号札を配布します。

※土・日曜日、祝日を除く

【関支所】

2月17日(月)～3月16日(月)

午前8時30分～11時30分

午後1時～4時30分

※午前8時から番号札を配布します。

※土・日曜日、祝日を除く

ご注意！

青色申告をする人、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、外国税額控除を受ける人、海外親族を扶養とする人、海外の年金の確定申告をする人、平成30年分以前の確定申告をする人は、必ずイオンモール鈴鹿確定申告会場をご利用ください。

【地区コミュニティセンターなど】

相談日	地区	時間	会場
2月3日(月)	神辺	午前9時～午後4時	神辺地区 コミュニティセンター
2月4日(火)	昼生	午前9時～午後4時	昼生地区 コミュニティセンター
2月5日(水)	野登	午前9時～午後4時	野登地区 コミュニティセンター
2月6日(木)	井田川	午前9時～午後4時	井田川地区北 コミュニティセンター
2月7日(金)	川崎	午前9時～午後4時	川崎地区 コミュニティセンター
2月10日(月)	白木	午前9時～11時30分	白川地区南 コミュニティセンター
	小川	午後1時30分～4時	小川地区 生活改善センター
2月12日(水)	安知本 楠平尾	午後1時30分～4時	南部地区 コミュニティセンター
	阿野田 菅内	午前9時～午後4時	東部地区 コミュニティセンター
2月13日(木)	天神 和賀	午後1時30分～4時	和賀公民館
	加太	午後1時30分～4時	林業総合センター

※市役所・関支所は大変混雑しますので、お近くの申告会場をご利用ください。

申告に使用する各種書類は市役所・関支所に1月21日(火)前後に設置します。

2. 所得税の確定申告が必要な人(主な例)

令和元年(平成31年)中に営業・農業・不動産収入のある人または土地や建物を売った人で	年間所得金額の合計額が所得控除(扶養控除、基礎控除等)の合計額を超える人
令和元年(平成31年)中に給与のある人で	給与等の収入が2,000万円を超える人
	年末調整済みの給与以外の所得の金額が20万円を超える人
	給与を2カ所以上からもらっている人
令和元年(平成31年)中に公的年金のある人で	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている人
	公的年金等の収入金額が400万円を超える人
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

※公的年金収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は確定申告が不要です。

3. 確定申告をすれば所得税が戻る人

所得税が納め過ぎになっている人は、還付申告をすることができます。

主な例

- ▷ 給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除、寄付金控除などを受けられる人
- ▷ 給与所得のみの人で、年末調整を受けていない人
- ▷ 総合課税の配当所得のある人で、所得控除の合計額が総所得金額の合計額を超える人
- ▷ 予定納税をしているが、廃業等により確定申告の必要がない人など

※上記の内容であっても、計算結果により納付となる場合があります。

4. 市・県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日時点で亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人

- ▷ 事業所得(営業等・農業)、利子所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、一時所得または山林所得がある人
 - ▷ 勤務先から給与支払報告書の提出が無い人
 - ▷ 医療費控除など各種控除の申告をする人
- ※所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です。

※前年中の所得がない人は申告の必要はありませんが、証明書交付、国民健康保険税などの算定や軽減に必要なため、申告書の提出をお勧めします。

※前年度に市・県民税の申告をした人へは、市・県民税申告用紙を1月下旬に郵送します。

5. 確定申告および市・県民税申告の際に必要なもの

①収入・所得に関する書類

収入・所得の種類	必要なもの
営業・農業・不動産所得	収支内訳書(収入および支出を明らかにできるもの)
配当所得	各支払者からの支払通知書
給与所得	給与所得の源泉徴収票の原本
雑所得	公的年金等の源泉徴収票の原本、支払通知書の原本などのその所得を証明する書類
一時所得	支払通知書の原本などのその所得を証明する書類

※上記書類は、確定申告書へ添付して提出する必要がある場合があります。

②控除に関する書類

国民健康保険税、介護保険料などの支払金額が分かる書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、寄付金の受領証など控除を受けるための金額を証する書類 など

▷医療費控除を申告する場合は、年間の支払額を集計した明細書を事前に作成してお持ちください。

▷寄付金控除は、寄付金の受領書などに記載された氏名の本人のみ控除を受けられます。

③共通して必要なもの

▷個人番号確認書類(マイナンバーカードおよび通知カードなど)

▷身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

▷印鑑(認印) ▷還付申告をする人は、還付金の受取口座が分かるもの(通帳など)

※申告内容によって、上記(①収入・所得に関する書類、②控除に関する書類、③共通して必要なもの)のほかに書類が必要となる場合があります。

確定申告、市・県民税申告には、

マイナンバー(12桁)の記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が毎回必要です

▷申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

▷マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの人

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認・身元確認)が可能



※自宅などからe-Taxで申告書などを送信すれば、別途、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない人

①番号確認書類(申告者のマイナンバーを確認できる書類)

- 通知カード
- 住民票の写し、または住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限る)

などのうちいずれか1つ



②身元確認書類(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)

- 運転免許証
- 身体障害者手帳
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証

などのうちいずれか1つ



問合先 確定申告の相談…鈴鹿税務署(☎059-382-0351)
市・県民税申告の相談…税務課市民税グループ(☎84-5011)

6. 国民健康保険の医療費通知（医療費のお知らせ）について

税制改正により、確定申告で医療費控除の申告手続きをする際に、保険者から送付される医療費通知を領収書に代えて使用できるようになりました。

今年から、亀山市国民健康保険でも医療費控除の申告に対応した医療費通知を発送します。

確定申告などの添付書類として使用する場合は、次の内容にご注意ください。

- ▷医療費控除の申告には医療費通知原本の添付が必要です。再発行はできませんので、大切に保管してください。
- ▷平成31年1月～令和元年11月の受診分を今年2月に、令和元年12月の受診分を今年3月に郵送します。
※医療費通知が届く前に確定申告をする場合は、領収書などで「医療費控除の明細」を作成してください。
- ▷医療費通知に記載されていないものは、領収書などで「医療費控除の明細書」を作成してください。
※申告に使用した領収書などは申告期限から5年間保存する必要があります。
- ※医療費控除の対象にならない領収書もあります。詳しくは、鈴鹿税務署または税務課市民税グループへお問い合わせください。
- ▷あんま、はり、きゅうなどの施術や、コルセット等の装具の購入などは医療機関名が表示されていないので、領収書に基づき医療費通知に補完記入してください（補完記入に使った領収書は確定申告時に提示が必要）。
- ▷支払額には、診療報酬明細書（レセプト）などの診療点数から計算した自己負担相当額が記載されていますので、領収書と金額が異なる場合があります。また、高額療養費などの給付を受けた分が含まれていますので、その場合は確定申告の際に差し引く必要があります。



問合先 国民健康保険の医療費通知について…市民課国民健康保険グループ（☎84-5006）
医療費控除の申告について…鈴鹿税務署（☎059-382-0351）
税務課市民税グループ（☎84-5011）

令和2年度からの市・県住民税に適用される主な税制改正

1. ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税の対象が、一定の基準に基づき総務大臣が指定した都道府県・市区町村になりました。これに伴い、総務大臣から指定を受けていない都道府県・市区町村へ令和元年6月1日以降に寄付を行った場合、寄附金税額控除の特例控除額および申告特例控除額は控除されないことになりました。また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用も受けられません。

総務大臣が指定した都道府県・市区町村は、ふるさと納税ポータルサイト（総務省）をご覧ください。

総務省ふるさと納税ポータルサイト

検索



2. 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の見直し

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、令和元年10月1日～令和2年12月31日の間に入居し、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の人は、控除期間を現行の10年間から13年間へ3年間延長することになりました。

1年目～10年目は現行制度と同じ控除額ですが、延長された11年目～13年目は以下の控除額が適用されます。

「建物購入価格の2%の3分の1」または「住宅借入金等の年末残高の1%」のいずれか少ない額

※今回の措置で延長された控除期間は、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で市・県民税から控除されます。



問合先 税務課市民税グループ（☎84-5011）